

認定申請等手数料一覧

赤字部分：法改正に伴う追加・修正箇所（R4.2.20施行）

1 認定申請手数料

① 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
【法第5条第1,2,3項】

■申請区分		新築	増築・改築
■添付図書(写し可)		確認書又は評価書	確認書
■一戸建て住宅	1件につき	13,100円	18,400円
■共同住宅等 (賃貸住宅、併用住宅等)	1件につき、次に掲げる額を認定申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)		
総戸数が5戸以下		24,800円	34,600円
総戸数が6戸以上10戸以下		37,500円	53,700円
総戸数が11戸以上25戸以下		59,100円	86,100円
総戸数が26戸以上50戸以下		91,700円	134,900円
総戸数が51戸以上100戸以下		137,200円	203,200円
総戸数が101戸以上200戸以下		229,500円	341,700円
総戸数が201戸以上300戸以下		289,300円	431,300円
総戸数が301戸以上		327,800円	489,000円

② 区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
【法第5条第4,5項】

■申請区分		新築	増築・改築
■添付図書(写し可)		確認書又は評価書	確認書
■一戸建て住宅(※想定されない)	1件につき		
■共同住宅等 (分譲マンション、建替マンション、長屋、コーポラティブハウス等)	1件につき、次に掲げる額		
総戸数が5戸以下		24,800円	34,600円
総戸数が6戸以上10戸以下		37,500円	53,700円
総戸数が11戸以上25戸以下		59,100円	86,100円
総戸数が26戸以上50戸以下		91,700円	134,900円
総戸数が51戸以上100戸以下		137,200円	203,200円
総戸数が101戸以上200戸以下		229,500円	341,700円
総戸数が201戸以上300戸以下		289,300円	431,300円
総戸数が301戸以上		327,800円	489,000円

2 変更認定申請手数料

① 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
【法第8条第1項】

■申請区分		新築	増築・改築
■添付図書(写し可)		確認書又は評価書	確認書
■戸建て住宅	1件につき	6,500円	9,200円
■共同住宅等 (賃貸住宅、併用住宅等)	1件につき、次に掲げる額を認定申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)		
総戸数が5戸以下		12,400円	17,300円
総戸数が6戸以上10戸以下		18,700円	26,800円
総戸数が11戸以上25戸以下		29,500円	43,000円
総戸数が26戸以上50戸以下		45,800円	67,400円
総戸数が51戸以上100戸以下		68,600円	101,600円
総戸数が101戸以上200戸以下		114,700円	170,800円
総戸数が201戸以上300戸以下		144,600円	215,600円
総戸数が301戸以上		163,900円	244,500円

② 区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
【法第8条第1項】

■申請区分		新築	増築・改築
■添付図書(写し可)		確認書又は評価書	確認書
■一戸建て住宅(※想定されない)	1件につき		
■共同住宅等 (分譲マンション、建替マンション、長屋、コーポラティブハウス等)	1件につき、次に掲げる額		
総戸数が5戸以下		12,400円	17,300円
総戸数が6戸以上10戸以下		18,700円	26,800円
総戸数が11戸以上25戸以下		29,500円	43,000円
総戸数が26戸以上50戸以下		45,800円	67,400円
総戸数が51戸以上100戸以下		68,600円	101,600円
総戸数が101戸以上200戸以下		114,700円	170,800円
総戸数が201戸以上300戸以下		144,600円	215,600円
総戸数が301戸以上		163,900円	244,500円

③ 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
【改正法※1附則第2条第2項】

■申請区分		新築	増築・改築
■添付図書(写し可)		確認書又は評価書	確認書
■戸建て住宅 (※改正法R4.2.20施行前に認定申請したものに限り)	1件につき	6,100円	8,700円
■共同住宅等 (※改正法R4.2.20施行前に認定申請したものに限り)	1件につき、次に掲げる額を認定申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)		
総戸数が5戸以下		11,900円	16,800円
総戸数が6戸以上10戸以下		18,300円	26,400円
総戸数が11戸以上25戸以下		29,100円	42,600円
総戸数が26戸以上50戸以下		45,400円	67,000円
総戸数が51戸以上100戸以下		68,200円	101,100円
総戸数が101戸以上200戸以下		114,300円	170,400円
総戸数が201戸以上300戸以下		144,300円	215,200円
総戸数が301戸以上		163,400円	244,000円

※1 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)

〔共同住宅に係る手数料計算例(新築)〕

① 長期優良住宅建築等計画 認定申請手数料【法第5条第1,2,3項】

①-1 30戸建ての賃貸住宅で、全住戸(30戸)を認定申請をする場合 (住戸単位申請)

$$1戸当たり \quad 91,700(円) \div 30(戸) = 3,056(円/戸) \rightarrow 3,000(円/戸)$$

$$1棟当たり \quad 3,000(円/戸) \times 30(戸申請) = 90,000(円) \rightarrow 90,000(円/棟)$$

※住戸ごとに通知書を発行

①-2 30戸建ての賃貸住宅で、15戸を認定申請する場合

$$1戸当たり \quad 91,700(円) \div 15(戸) = 6,113(円/戸) \rightarrow 6,100(円/戸)$$

$$1棟当たり \quad 6,100(円/戸) \times 15(戸申請) = 91,500(円) \rightarrow 91,500(円/棟)$$

※住戸ごとに通知書を発行

② 区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画 認定申請手数料【法第5条第4,5項】

②-1 30戸建ての分譲マンションで、全住戸(30戸)を認定申請する場合 (住棟単位申請)

$$1棟当たり \quad 91,700(円) \times 1(棟申請) = 91,700(円/棟) \rightarrow 91,700(円/棟)$$

※住棟ごとに通知書を発行(通知書に認定対象住戸番号を記載)

②-2 30戸建ての分譲マンションで、15戸を認定申請する場合

$$1棟当たり \quad 91,700(円) \times 1(棟申請) = 91,700(円/棟) \rightarrow 91,700(円/棟)$$

※住棟ごとに通知書を発行(通知書に認定対象住戸番号を記載)

3 譲受人が決定した場合の変更認定手数料【法第9条第1,3項】

■変更認定手数料	1件につき	2,400円
----------	-------	--------

4 地位の承継承認手数料【法第10条第1項】

■承継承認手数料	1件につき	2,400円
----------	-------	--------

5 確認申請を同時に申請する場合【法第6条第2項】

1長期優良住宅建築等計画認定申請手数料額及び2長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料額に同時に申請する建築物等の種類により以下の手数料の額を加える

■建築物 : 新潟県建築基準条例第23条第1項に掲げる手数料の額

■昇降機 : 新潟県建築基準条例第24条第1項に掲げる手数料の額

■適判 : 新潟県建築基準条例第23条第3項に掲げる手数料の額に100分の108を乗じて得た額

※適判は建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合に限る。

6 長期優良住宅容積率特例許可申請手数料【法第18条第1項】

■許可申請手数料	1件につき	160,000円
----------	-------	----------